

小樽商科大学安全保障輸出管理マニュアル

2019 年 10 月

グローバル戦略推進センター

研究支援部門

担当窓口：学術情報課研究支援係
E-mail：lib-kenkyu@office.otaru-uc.ac.jp
TEL：0134-27-5210

目次

- 1) 本マニュアルについて
- 2) 安全保障輸出管理とは
- 3) 大学で規制対象となりうる輸出行為の例
- 4) 基本方針
- 5) 安全保障輸出管理体制図
- 6) 安全保障輸出管理に係る手続きの流れ
- 7) 「事前確認」フロー図
- 8) 輸出行為別事前確認手続き
- 9) 外国出張等自己チェックシート
- 10) 該非判定及び取引審査

1) 本マニュアルについて

このマニュアルは、小樽商科大学が定める安全保障輸出管理規程に沿って、法令に基づく輸出管理業務の適切な運営を図るため、実際に輸出等を実施する教職員の行うべき手続き等について解説するものです。

2) 安全保障輸出管理とは

安全保障輸出管理とは、我が国が国際平和や安全を維持するために輸出を管理することをいいます。

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

我が国においては、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組が、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき実施されています。

3) 大学で規制対象となりうる輸出行為の例

①海外への技術提供

- ・日本国内で、海外の大学から出張で来た研究者と技術に関する打合せを行う。
- ・本学からの派遣留学に同行し、現地の研究者と打ち合わせを行う。
- ・電話やメールで他国の研究者と技術に関する情報交換を行う。
- ・USB メモリにプログラムやソフトウェアを入れて海外に送る。

②研究技術の公開

- ・技術情報をインターネットの会員制 Web サイトで公開する。
（※不特定多数が閲覧できる Web サイトの場合は規制対象外）

③貨物の輸出

- ・海外の大学・研究者へサンプル等（市販品、自作品を含む）を郵送する。
- ・海外出張に小口の貨物や技術書類を手荷物として持っていく。
（※本人が使用するために携行する市販のパソコンは規制対象外）

④留学生の受入れ

- ・外国人を研究生（国費留学生を含む）として受け入れる。

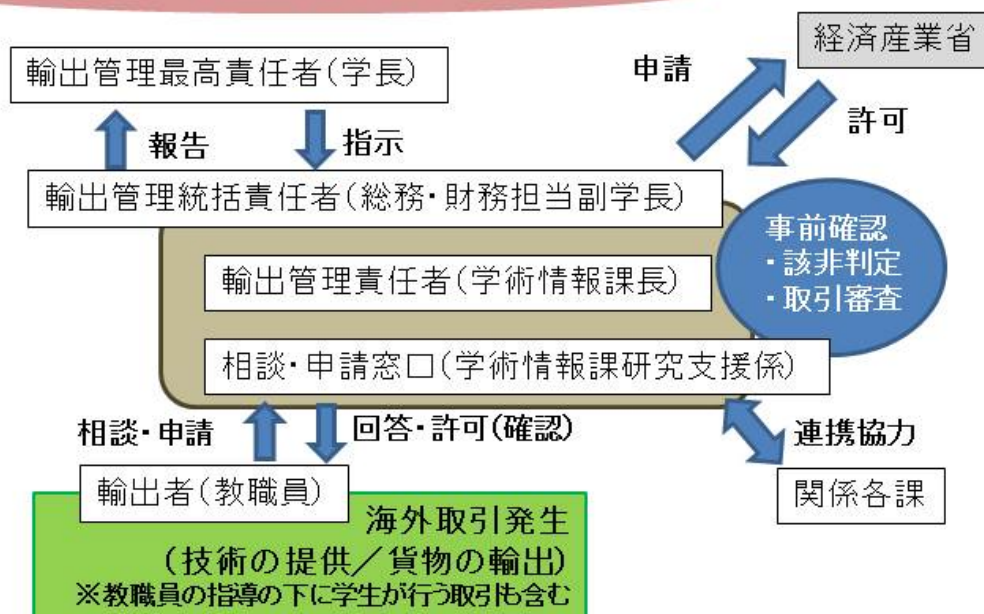
4) 基本方針

（1）国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

- (2) 技術の提供及び貨物の輸出を行う場合は、外為法等を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備・充実を図る。

5) 安全保障輸出管理体制図

図1: 本学の安全保障輸出管理体制図

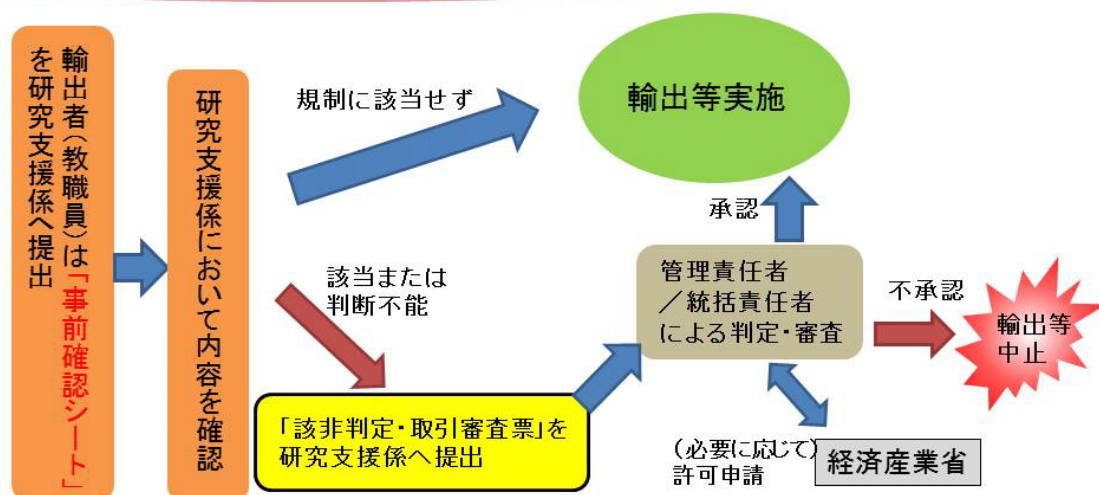


	業務
輸出管理最高責任者	重要事項の最終的な決定
輸出管理統括責任者	(1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画等に関すること (2) 輸出管理に関して必要な規程等の制定及び改廃に関すること (3) 輸出管理に関する規定に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関すること (4) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関すること (5) 経済産業省への輸出管理に係る相談及び許可申請に関すること (6) 輸出管理業務の監査に関すること (7) 輸出管理の教育研修に関すること (8) その他、輸出管理に関し必要な事項
輸出管理責任者	統括責任者の指示に基づき、輸出管理に関する業務を行う
輸出者(教職員)	・事前確認 ・該非判定・取引審査票の作成

6) 安全保障輸出管理に係る手続きの流れ

輸出行為を行う場合は、必ず「事前確認」が必要となります。提出された「事前確認シート」により、研究支援係において規制に該当しないことが確認できれば、そのまま輸出等を行っていただけます。該当または判断不能の場合は、より詳細な資料による判定手続き等が必要になります。

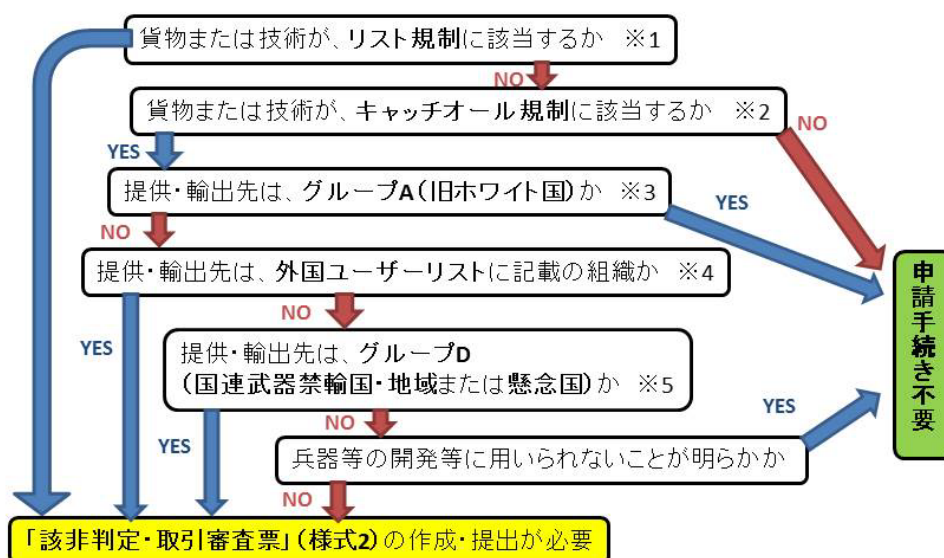
図2: 安全保障輸出管理に係る手続きの流れ



7) 「事前確認」フロー図

輸出行為の際に求められる事前確認のイメージは、以下のフロー図のようになります。

図3:「事前確認」フロー図



注釈
※1 リスト規制対象品目：輸出令別表第 1 または外為令別表に規定される、武器、原子力、化学兵器他、全 15 項
※2 キャッチオール規制対象品目：リスト規制対象品目以外で、動植物、食料品、木材等以外のすべて
※3 グループ A（旧ホワイト国）： 輸出令別表第 3 掲載の、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の計 26 ヶ国（2019.8.27 現在）
※4 外国ユーザーリスト：経済産業省 HP に掲載されているリスト（随時更新） https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html
※5 国連武器禁輸国・地域：輸出令別表第 3 の 2 掲載（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン（2019.4.10 現在）） 懸念国：輸出令別表第 4 掲載（イラン、イラク、北朝鮮）

8) 輸出行為別事前確認手続き

前項フロー図の事前確認は、具体的には様式 1-1 または 1-2 の「事前確認シート」により行います。具体的な輸出行為ごとの使用様式については、下表をご覧ください。なお外国出張等については、次項に掲載する「外国出張等自己チェックシート」を使用することで、様式での届出要否を判定することができます。

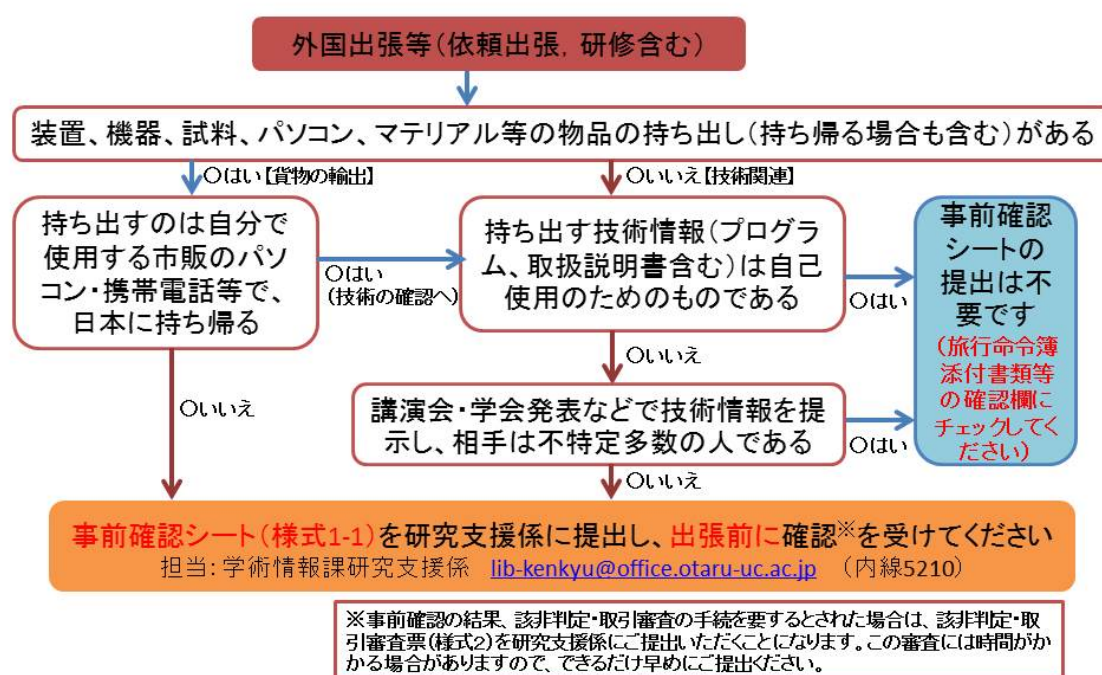
技術提供・貨物の輸出の内容	使用様式	備考
外国出張等の際し、「外国出張等自己チェックシート」で事前確認シートの提出が必要と判定された	様式 1-1	事務局確認のため、「提出不要」と判定された場合も、判定結果については旅行命令簿等に添付する「日程表及び安全保障輸出管理に係る確認書」に記入してください。
日本国内（本学内を除く）において、外国の組織等に所属する者と技術に関する情報交換を行う	様式 1-1	
電話やメール等により外国の研究者と技術に関する情報交換を行う	様式 1-1	
会員制 Web サイト（特定の者しか閲覧できない場所）で技術情報を公開する	様式 1-1	不特定多数が閲覧できる Web サイトの場合は対象外です。
外国へ物品（市販品、自作品を含む）を送付する	様式 1-1	
外国人研究者を受け入れ、技術に関する情報交換を行う	様式 1-2	
外国からの一時的な訪問者を受け入れ、技術内容の説明を行う	様式 1-2	
留学生を受け入れ、研究指導等を行う	様式 1-2	基本的に事務局で一括して確認しています。

上記の表に掲げた内容以外の輸出行為を行う、またはどの内容に当てはまるか判断しがたい場合は、研究支援係へご相談ください。

9) 外国出張等自己チェックシート

このチェックシートは、輸出行為の中でも本学において件数の多い外国出張等について、事前確認を簡便に行うためのものです。チェックの結果、「提出不要」と判定された場合は、様式による事前確認シートを提出することなく、外国出張等を行っていただけます。ただしその場合も、判定結果については旅行命令簿等に添付する「日程表及び安全保障輸出管理に係る確認書」に記入するようにしてください。

外国出張等自己チェックシート



10) 該非判定及び取引審査

事前確認の結果、規制に該当する、またはその疑いがあると判定された場合は、「様式2 該非判定・取引審査票」の提出が必要となります。予定している輸出行為について、より詳細な内容を記入いただき、本当に規制に該当するかを判定し、必要であれば経済産業省へ輸出許可の申請を行います。最終的に大学として輸出を承認するか否かを審査し、輸出者へ通知します。

輸出者は、大学から審査結果が通知されるまでは、その輸出行為を行うことができません。経済産業省へ許可申請を行う場合、結果が通知されるまでかなり時間がかかります(場合によっては90日程度)。内容に懸念のある輸出を検討している場合は、早めに研究支援係へご相談ください。

外国出張等自己チェックシート

外国出張等（依頼出張，研修含む）

装置、機器、試料、パソコン、マテリアル等の物品の持ち出し（持ち帰る場合も含む）がある

↓ ○はい【貨物の輸出】

持ち出すのは自分で
使用する市販のパソコン・携帯電話等で、
日本に持ち帰る

○はい
（技術の確認へ）

持ち出す技術情報（プログラム、取扱説明書含む）は自己
使用のためのものである

○はい

↓ ○いいえ【技術関連】

事前確認
シートの
提出は不
要です
（旅行命令簿
添付書類等
の確認欄に
チェックしてく
ださい）

○いいえ

講演会・学会発表などで技術情報を提
示し、相手は不特定多数の人である

○はい

↓ ○いいえ

事前確認シート（様式1-1）を研究支援係に提出し、出張前に確認※を受けてください
担当：学術情報課研究支援係 lib-kenkyu@office.otaru-uc.ac.jp （内線5210）

※事前確認の結果、該非判定・取引審査の要するとされた場合は、該非判定・取引審査票（様式2）を研究支援係にご提出いただくことになります。この審査には時間がかかる場合がありますので、できるだけ早めにご提出ください。

	所属学科等	
	職名	
	氏名	
相手先名		
所 在 地		
技術の名称		
貨物の名称		
取引予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
用途		

技術を提供又は貨物を国外へ輸送し、若しくは持ち出ししようとする場合、いずれか該当する方にチェックを入れ(■)、以下により事前確認を行って下さい。(ただし、技術の提供を含む貨物の輸送の場合は両方チェック)

- ☐ 技術の提供
- ☐ 貨物の国外輸送・携行（ ☐ 自作品（改造機器・試料） ☐ 購入品 ）

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

[illegible]

	※グループA（旧「ホワイト国」）とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の合計26ヶ国。											
4	設問3（技術の提供）のいずれかに「はい」と回答された方のみ、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由をご記入下さい。 なお、②公知の技術に該当する場合は、提供する技術それぞれに対して、発表の内容がインターネットで特定（検索）できる情報を記載願います。 学会で発表の場合 学会名（発表会名）、開催日、開催場所、発表者、DOI等 学術雑誌・専門誌の場合 雑誌名、巻数（発表年）、発表者、DOI等 教科書の場合 教科書名、著者、発行年等 インターネットで公表の場合 ホームページアドレス等（技術が確認出来るURL） また、③基礎科学分野に該当する場合は、次の記入文例「提供する技術は〇〇（下記基礎科学分野の定義に当てはまるよう提供予定の技術の内容を具体的に記載）であり、特定の製品の設計又は製造を目的としない。」を参照の上作成願います。 【基礎科学分野の研究活動とは】 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であつて、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいいます。 経済産業省安全保障貿易管理Q&Aより <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda25.html> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例 ②</td> <td>JICAからの依頼で行う〇〇国の下水処理施設における〇〇に関する技術指導の内容は、Nature 123、456-789 (12 March 2012) Taro Hokudai doi:12.3456/nature78901にて公表済み。</td> </tr> <tr> <td>例 ③</td> <td>提供する技術「〇〇」は人工衛星又は航空機、ゾンデ等から得られた画像及び気象観測データから、農業・水産業及び環境情報等を解析する技術であり、特定の製品の設計又は製造を目的としない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	理 由	例 ②	JICAからの依頼で行う〇〇国の下水処理施設における〇〇に関する技術指導の内容は、Nature 123、456-789 (12 March 2012) Taro Hokudai doi:12.3456/nature78901にて公表済み。	例 ③	提供する技術「〇〇」は人工衛星又は航空機、ゾンデ等から得られた画像及び気象観測データから、農業・水産業及び環境情報等を解析する技術であり、特定の製品の設計又は製造を目的としない。					
No.	理 由											
例 ②	JICAからの依頼で行う〇〇国の下水処理施設における〇〇に関する技術指導の内容は、Nature 123、456-789 (12 March 2012) Taro Hokudai doi:12.3456/nature78901にて公表済み。											
例 ③	提供する技術「〇〇」は人工衛星又は航空機、ゾンデ等から得られた画像及び気象観測データから、農業・水産業及び環境情報等を解析する技術であり、特定の製品の設計又は製造を目的としない。											

提出先:学術情報課研究支援係	
E-Mail	lib-kenkyu@office.otaru-uc.ac.jp
内線	5210

☆該非判定・取引審査の手續を要する場合の提出書類 事前確認の結果、該非判定・取引審査の手續を要するとされた場合は、該非判定・取引審査票(様式2)を研究支援係にご提出いただくこととなります。この審査には時間がかかる場合がありますので、できるだけ早めにご提出ください。

事務局確認欄		
確認年月日: ____年 ____月 ____日	管理責任者 (学術情報課長)	担当者 (研究支援係)
上記、事前確認の内容を確認する(該当するものにチェック)。 ☐ 取引可 ☐ 該非判定・取引審査の手續を要する。 理由: ☐ 設問3の技術の提供で「はい」が一つもない場合、又は、貨物の輸出がリスト規制対象に該当 ☐ 設問1が「はい」、又は、設問2のいずれかが「はい」、又は、設問3の貨物の輸出が「いいえ」で貨物がリスト規制対象外又は不明 ☐ その他		

※取引の相手方が外国ユーザーリストに該当する場合には、貨物又は技術が懸念品目リストに掲載されていないかをチェックして下さい。懸念品目リストに掲載されている場合には、当該相手方の懸念区分と懸念品目リストの懸念区分とが一致していないか確認して下さい。

懸念品目リスト: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/20170524_1.pdf>

※設問3の技術の提供で「はい」が一つもない場合には、事務局による確認が必要となりますので、様式2 該非判定・取引審査票の1～2項を参考資料として作成・提出願います。

※設問3の貨物の輸出が「いいえ」の場合は、事務局による確認が必要となります。自作品の場合は貨物の概要、グループA(旧ホワイト国)以外への輸出の場合は様式2 該非判定・取引審査票の1項を参考資料として作成・提出願います。なお、貨物が規制リスト対象の場合は該非判定・取引審査の手續を要します。

※設問3が「はい」に該当していても、設問1又は設問2のいずれかに「はい」が一つでもある場合には、キャッチオール規制の観点から事務局による確認が必要となります。

提出者 (※1の受入者と異なる場合に記入する)	担当課等	
	担当者名	

所属学科等		職名		氏名	
-------	--	----	--	----	--

氏名	
出身国	
所 属※	※留学生で本学以外に学籍を有さない者、又は雇用する研究者の場合は前所属をご記入下さい。 ※受入人物が、過去に外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合には、前所属のほか、以下に当該機関名及び所属期間をご記入下さい。 【外国ユーザーリスト機関名： 】【所属期間： ～ 】
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 ヶ月 日）
受入内容※ （テーマ等）	※受入予定者が留学生のうち研究生またはその他、研究者、訪問者の場合にご記入ください。（留学生の正規課程及びYOUNGの場合は不要）

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

1	受入予定者が、外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織に所属する者（過去に所属していた者も含む）である。または、懸念国（イラン・イラク・北朝鮮）若しくは国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）出身者である。 ※外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、エジプト、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノンのみです。（それ以外の国・地域の場合は、「いいえ」となります。） 「外国ユーザーリスト」は経済産業省安全保障貿易管理HPでご確認下さい。 http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list	☐ はい	☐ いいえ
2	受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい	☐ いいえ
3	受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	☐ はい	☐ いいえ
4	受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい	☐ いいえ
5	受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい	☐ いいえ
6	その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄にその理由を記入してください）	☐ はい	☐ いいえ

提出先：学術情報課研究支援係	
E-Mail	lib-kenkyu@office.otaru-uc.ac.jp
内線	5210

事務局確認欄		
確認年月日： ____年 ____月 ____日	管理責任者 (学術情報課長)	担当者 (研究支援係)

上記、事前確認の内容を確認する(該当するものにチェック)。

☐ 技術の提供可

☐ 該非判定・取引審査の手續を要する。

☐ 不明・疑義(以下、理由欄に記載)

理由： _____

☐ その他特記事項

受入予定者										受入教員等(学部正規課程、アントレ、YOUICについては不要)									
No.	本学における身分	氏名	出身国	所属※1	受入予定期間	研究指導等の内容	事前確認※2						備考	所属学科等	職名	氏名			
							1	2	3	4	5	6							
(記入例)	特別聴講学生	○ ○ ○	中国	東北財経大学	2019.9.1-2020.8.10	YOUIC	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ		YOUIC	—	—			
(記入例)	学部学生	○ ○ ○	中国	○○高等学校	2020.4.1-2024.3.31	学部正規課程	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ		学部正規課程	—	—			
(記入例)	研究生	○ ○ ○	中国	○○大学	2019.10.1-2021.3.31	○○に関する研究	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ		商学科	教授	○○ ○			
							いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ							

※1「所属」欄について
在籍中または最終の、海外における学歴・職歴を記入してください。ただし、過去に外国ユーザーリスト掲載企業に所属していた者については、様式により個別に申請してください。
外国ユーザーリスト: <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html>
※2「事前確認」欄について
様式の各設問への回答を、「はいいいえ」で記入してください。

安全保障輸出管理に係る該非判定・取引審査票

所属学科等		職名		氏名	
-------	--	----	--	----	--

☐ 技術の提供
☐ 貨物の輸送又は携行〔 ☐ 自作品（改造機器・試料） ☐ 購入品 ）

取引の相手先（個人の場合は所属組織・職名等（本学に身分を有する者は当該身分）を付記）		
相手先の所在地（個人の場合は所属組織の所在地を記載。ただし、本学に身分を有する者は記載不要）		
提供する技術又は輸送する貨物の名称 ※スペック等詳細は以下の(1)に記載		
技術の提供、貨物の輸送等の予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日
技術の提供又は貨物の輸送等の目的		☐ 共同研究 ☐ 受託研究 ☐ 学術交流 ☐ 研究成果物提供 ☐ 留学生受入 ☐ 外国人研究者受入 ☐ 来訪者受入 ☐ フィールド調査 ☐ 会議・シンポジウム等出席・参加・主催 ☐ その他（ ）
取引行為	☐ 技術の提供	☐ 研究指導又は技術指導 ☐ 意見交換 ☐ 講演・発表 ☐ 資料配付 ☐ 電話・電子メール送信 ☐ 書面・記録媒体の送付 ☐ その他（ ）
	☐ 貨物の輸送等	☐ 委託業者による輸送 ☐ 申請者が携行 ☐ その他（ ）

(1) 該非の確認 (提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制に該当するか否かの確認)

技術又は貨物の名称		0
技術の概要又は 貨物の型式・仕様等、 数量、価額		
該非の確認結果		☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明又は疑義
該当の 場合	外為令別表又は 輸出令別表第1	第 項 第 号
	貨物等省令	第 条 第 項 第 号
非該当の 場合	非該当とした理由	☐ 外為令別表又は輸出令別表第1の1から15の項のいずれにも記載がない
		☐ 別表には記載されてるが、省令に定める仕様に該当しない
		☐ その他 理由：

(2) 相手先の確認 (当該輸出等の相手先について以下に該当するか否かの確認)

※網掛：懸念のある回答

イ	相手先が、経済産業省が作成する外国ユーザーリスト（※）に掲載されている企業・機関である、又は当該企業等に所属している若しくは過去に所属していた者である。	☐ はい	☐ いいえ
※ 経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html) 掲載の外国ユーザーリスト参照			
ロ	相手先が、グループD[輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン 2019.4.10現在）又は別表第4に掲げる懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）]である。	☐ はい	☐ いいえ
ハ	① 相手先が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵を行う又は行ったことがあるということが入手した資料等に記載されている。 【本項目の回答が「はい」の場合は、当該資料を添付してください。】	☐ はい	☐ いいえ
	② 相手先が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことがあるという情報を知っている。 【本項目の回答が「はい」の場合は、当該情報の概要を以下に記載してください。】	☐ はい	☐ いいえ

(3) 用途の確認 (当該輸出等の相手先における用途について以下に該当するか否かの確認)

※網掛：懸念のある回答

イ	「(1) 該非の確認」の結果、リスト規制に該当する場合 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、下記【用途チェック】のとおり、大量破壊兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる又はそのおそれがある。	☐ はい	☐ いいえ
ロ	「(1) 該非の確認」の結果、リスト規制に該当しない場合 相手先が輸出貿易管理令別表第3に掲げるグループA（旧ホワイト国・下記参照）ではなく、かつ、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、下記【用途チェック】のとおり、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられる又はそのおそれがある。 ※ グループA（旧ホワイト国）とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の計26ヶ国（2019.8.7現在）	☐ はい	☐ いいえ
【用途チェック】 ※用途に関し、次の項目に該当するか否かをチェックしてください。			
①	提供しようとする技術又は輸送しようとする貨物が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるということが入手した資料等に記載されている。 【本項目の回答が「はい」の場合は、当該資料を添付してください。】	☐ はい	☐ いいえ
②	提供しようとする技術又は輸送しようとする貨物が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるという情報を知っている。 【本項目の回答が「はい」の場合は、当該情報の概要を以下に記載してください。】	☐ はい	☐ いいえ
③	提供しようとする技術又は輸送しようとする貨物が、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるということが入手した資料等に記載されている。 【本項目の回答が「はい」の場合は、当該資料を添付してください。】	☐ はい	☐ いいえ
④	提供しようとする技術又は輸送しようとする貨物が、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるという情報を知っている。 【本項目の回答が「はい」の場合は、当該情報の概要を以下に記載してください。】	☐ はい	☐ いいえ

※上記の記述内容の根拠となる資料を併せて提出してください。

提出先：学術情報課研究支援係	lib-kenkyu@office.otaru-uc.ac.jp (内線 5210)						
※以下事務局使用欄							
総合取引判定結果(判定年月日: 年 月 日)							
取引審査判定	☐ 承認 ☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（少額、その他） ☐ 条件付承認 ☐ 包括許可 ☐ 個別許可 ☐ 許可例外 ☐ 不承認						
取引承認条件							
上記判定理由							
経済産業省への届出／相談	☐ 必要 ☐ 不要						
<table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>統括責任者 (総務・財務担当副学長)</td> <td>管理責任者 (学術情報課長)</td> <td>担当者 (研究支援係)</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		統括責任者 (総務・財務担当副学長)	管理責任者 (学術情報課長)	担当者 (研究支援係)			
統括責任者 (総務・財務担当副学長)	管理責任者 (学術情報課長)	担当者 (研究支援係)					